

事務連絡
令和7年3月12日

賃貸住宅関係団体 御中

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進にご理解とご協力いただきありがとうございます。

標記につきまして、令和3年6月に資源エネルギー庁からの依頼を受け「賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供のお願い」の周知をお願いし、昨年2月29日には再周知に係るお願いをしたところですが、この度、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、資源エネルギー庁より国土交通省に対して別添のとおり協力依頼がありました。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、消費者（借主）が入居前にLPガス料金の多寡を知った上で入居を可能とするという消費者（借主）の利益保護を図る観点から、消費者（借主）がLPガス料金に関する情報を適切に入手できるよう、管理する賃貸集合住宅について、LPガス事業者から料金等の記載がある資料（「LPガス料金表」等）の情報提供があった場合には、当該物件の媒介を行う宅地建物取引業者や、管理を行う不動産管理会社に対し、当該資料について情報提供を行うよう、引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

また、賃貸集合住宅の所有者及び不動産管理会社が宅地建物取引業者の媒介によらず直接、入居者と賃貸借契約を締結する場合には、当該資料について、入居を希望する者に対し、予め情報提供をするようお願いいたします。

なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者（借主）に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、必要に応じて情報提供いただきますようご協力をお願いいたします。

以上

令和7年3月12日

国土交通省 不動産・建設経済局 不動産課 御中
参事官（不動産管理業） 御中
住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当） 御中

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

賃貸集合住宅におけるLPガス料金の情報提供について（協力依頼）

賃貸集合住宅の消費者は、入居した後になってからLPガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれています。こうした状況は消費者保護の観点から問題があることから、令和3年6月に、経済産業省及び国土交通省から、関係業界に対し、入居希望者へのLPガス料金の情報提供を依頼する通知を発出しました（昨年2月29日には再周知に係る通知を発出）。

その後、昨年4月2日、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に係る法令を改正・公布しました。これにより、昨年7月2日、「LPガス料金等の情報提供」に係る規律が施行され、消費者が賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金の多寡を知った上での入居を可能とする仕組みが法定化されたところです（改正法令等については添付資料ご参照ください）。

国土交通省におかれましては、当該液石法令の改正趣旨等について、昨年5月17日付けで、貴省所管の業界関係者に対して周知頂いているところですが、引っ越しシーズンを迎えるに当たり、賃貸集合住宅に入居前の消費者の方々にLPガス料金等の情報を提供するにあたっては、不動産関係者の協力が欠かせないことも踏まえ、改めて、貴省所管の関係者に対し、下記内容について周知していただくようお願いいたします。

記

昨年7月2日の改正液石法令施行により、LPガス事業者から、LPガス料金表等の情報が不動産関係者に対してあらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、賃貸借契約を締結する前の消費者に対し、当該LPガス料金表等の情報を適切に提供すること。（なお、LPガス料金表等の情報があらかじめLPガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する入居前の消費者に対し、LPガス事業者に直接要請を行うことによりLPガス料金表等の情報の提示を受けることができる旨を、情報提供することが考えられる。）

以上

(参考1) 液石法施行規則・抜粋

第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十五 (略)

十五の二 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。

※LPガス料金等の情報提供に係る規律（入居希望者から直接要請があった場合における情報提供義務、不動産関係者を通じた情報提供努力義務）

**(参考2) 「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(ガイドライン)
(令和6年7月2日改訂・資源エネルギー庁) 抜粋**

3. LPガス事業者が留意すべき事項

(2) 賃貸集合住宅等の入居希望者に対するLPガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等においては、その構造上、入居者たる消費者は、オーナーや不動産管理会社等（以下「不動産関係者」という。）が選定したLPガス事業者としか契約できないという制約がある。

このため、LPガス事業者は、消費者がLPガス料金等の情報を知った上で入居することができるよう、以下の事項に取り組み、当該不動産関係者から適切に情報提供されるようにする必要がある（液石法施行規則第16条第15号の2）。

- ① 日頃から、当該住宅のLPガス料金表等の情報を不動産関係者に提供すること
- ② 不動産関係者に情報提供した料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後のLPガス料金表を再度提供すること
- ② 不動産関係者から情報提供した料金について問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること

また、消費者から直接LPガス料金等の問い合わせがあった場合は、それに応じなければならない（液石法施行規則第16条第15号の2）。

なお、不動産関係者に対し、当該住宅のLPガス料金表ではなく、標準的な料金メニューを提示することは問題となりうる。

(参考3) LPガス料金表の参考例

LPガス料金表 (例)

(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等 :

販売事業者名

連絡先 (電話番号) :

[料金内訳 (月額、消費税込み)]

基本料金 : 〇〇〇〇円

従量料金 : 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

設備料金 : 該当なし

算出方法 :

原料費調整制度 : 現時点の調整額 : 〇〇〇円

による調整額 : 現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせ
ください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表 (単位 : 円/月 (消費税込み))]

m ³ \ m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以上

(参考4) 一般消費者向けの注意喚起ポスター

LPガス料金 を契約前に確認しましょう



賃貸集合住宅でLPガスが使用されていたら、賃貸借契約を締結する前に不動産会社・オーナーなどにガス料金表の提示を依頼し、ガス料金について納得したうえで契約しましょう。

基本料金		X,XXX 円
従量料金	0~5m ³	XXX 円
"	5.1~10m ³	XXX 円
"	10.1~40m ³	XXX 円
"	40.1m ³ ~	XXX 円
設備料金		X,XXX 円

料金が高い!
と感じたら要注意!

え?
LPガス料金って
こんなにするの?!



賃貸集合住宅ではガス供給事業者を選択・変更できません。不明な点があれば料金の内訳を確認しましょう。



※LPガスの販売契約を獲得するため、LPガス事業者が賃貸集合住宅のオーナーなどにエアコンやガス器具などを無料で提供し、その費用をLPガス料金に上乗せして入居者(消費者)に代わりに請求する事例が確認されています。エアコンやガス器具などの設備の費用を、入居者(消費者)が支払うLPガス料金に含めるのは適切ではありません。賃貸借契約時には契約の内容を理解したうえで契約しましょう。

契約に関する
トラブルは

消費者ホットライン

い や や
1 8 8



へご相談ください

